

福岡県「意欲と能力のある林業経営者」の登録・公表要領

制 定 令和元年6月28日1林振第734号
一部改正 令和2年12月22日2林振第3645号

(趣旨)

第1条 この要領は、森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）、森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）、森林経営管理法の運用について（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知）、森林経営管理制度に係る事務の手引について（平成30年12月21日付け30林整計第714号林野庁森林整備部計画課長通知）に基づく意欲と能力のある林業経営者の登録・公表について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、意欲と能力のある林業経営者（以下「林業経営者」という。）とは、法第36条に規定する民間事業者とする。

2 林業経営者は、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営者とし、森林組合、会社、個人経営者等の組織形態を問わないものとする。

(林業経営者の登録)

第3条 県内に事業所を有し、県内において造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている林業経営者で、別表1に定める登録基準に適合する場合には、知事の登録を受けることができるものとする。ただし、福岡県暴力団排除条例（平成21年条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員、又は第3号に規定する暴力団員等のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(登録の申請)

第4条 第3条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を、主たる事務所が所在する地域を所管する農林事務所長を経由して知事に提出するものとする。

- (1) 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- (2) 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域の情報
- (3) 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報
- (4) 生産管理又は流通合理化等に関する情報
- (5) 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- (6) 主伐後の再造林の確保に関する情報
- (7) 生産や造林・保育の実施体制の確保に関する情報
- (8) 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報

(9) 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する情報

(10) コンプライアンスの確保に関する情報

(11) 常勤役員の設置に関する情報

(12) その他知事が定める情報

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が本県における林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）であり、計画認定申請書の申請時の情報と同じ場合は、(1)から(6)に掲げる書類の提出を省略することができるものとする。

(1) 登記事項証明書又は住民票

(2) 納税証明書

(3) 労働者を雇用している場合にあつては、雇用に関して交付している文書の様式

(4) 労働者を雇用している場合にあつては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類

(5) 就業規則を制定している場合にあつては、就業規則の写し

(6) 直近3カ年の貸借対照表及び損益計算書

(7) 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で元請・下請として、完成、引き渡し完了した過去5年の事業実績の中から、代表的なもの1件の契約書等の写し）

(8) 行動規範を作成している場合には、その写し

(9) その他知事が定める書類

3 知事は、必要に応じ登録申請者に対して情報提供を求めるものとする。

（市町村長による登録推薦）

第5条 市町村長は、登録推薦書（様式第3号）により農林事務所長を経由して知事に対し、登録すべき林業経営者を推薦できるものとする。

（審査及び登録の実施）

第6条 知事は第4条による登録の申請及び第5条による登録推薦があつた場合において、当該申請の内容が登録基準に適合すると認めるときは、福岡県「意欲と能力のある林業経営者」名簿（以下「林業経営者名簿」という。）（様式第4号）に登録するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく登録の可否について、農林事務所長を経由して、登録可否通知書（様式第5号）により登録申請者に、登録可否通知書（様式第6号）により関係市町村長にそれぞれ通知するものとする。

3 関係市町村長は必要に応じ、知事に登録申請者が申請した内容及び審査に関する情報の提供を求めることができるものとする。

（登録の有効期間）

第7条 第6条第1項の登録の有効期間は5年とする。ただし、林業経営者名簿に登録された林業経営者（以下「登録林業経営者」という。）が第4条第2項により提出を省略して登録申請を行った認定事業主である場合は、改善計画と同期間とする。

(登録内容の変更)

- 第8条 登録林業経営者は、第4条第1項の(1)に掲げる事項に変更があった場合は、変更申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。
- 2 登録林業経営者は、第4条第1項の(2)から(12)に掲げる事項に変更があり、林業経営者名簿に登録されている情報を直近の内容に変更したい場合は、変更申請書(様式第7号)を知事に提出することができる。
- 3 第1項及び第2項に基づく変更申請については、第4条及び第6条の規定を準用するものとする。ただし、登録の有効期間は現に有効な登録期間とする。

(林業経営者名簿の公表)

- 第9条 知事は、第6条第1項及び第8条第3項の規定に基づく登録を行ったときは、林業経営者名簿(様式第4号)を県のホームページ上で公表するものとする。

(登録の取消)

- 第10条 知事は、登録林業経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。
- (1) 登録林業経営者が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合
 - (2) 登録林業経営者から登録取消申請書(様式第8号)の提出があった場合
 - (3) 登録の申請又は変更申請の内容に虚偽の記載が確認された場合
 - (4) その他知事が定める場合
- 2 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、農林事務所長を経由して、その旨を登録取消通知書(様式第9号)により登録申請者に、登録取消通知書(様式第10号)により関係市町村長にそれぞれ通知するものとする。

附 則

この要領は、令和元年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月22日から施行する。

別表1

福岡県意欲と能力のある林業経営者登録基準

1. 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。

以下の(1)～(9)の項目のうち、当該事業者(登録申請者)の事業内容に該当する項目をすべて満たしていること。

ただし、(2)～(7)に関しては、1年以内に各項目の基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含める。

※素材生産を行う林業経営者の基準 (1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)

※造林保育を行う林業経営者の基準 (3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)

【経営管理に関する情報】

項目	基準	適用	
		生産	造林
(1)生産量の増加 又は生産性の向上	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。 生産量又は生産性の実績が一定の水準以上の場合、当該実績以上の目標を有していること。</p> <p>※「一定の割合」については、5年間で約2割又は3年間で約1割を目安とする。 ※「一定の水準」については、生産量に関し5,000 m³/年、生産性に関し間伐8 m³/人日、主伐11 m³/人日を目安とする。 ※基準とする値は、直近3カ年の平均値とする。直近3カ年分の実績がない場合は、直近年の値を基準とする。</p>	○	
(2)生産管理又は 流通合理化等	<p>以下のいずれかに取り組んでいること。</p> <p>① 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理 ② 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等</p>	○	
(3)造林・保育の 省力化・低コスト化	<p>伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること。</p>		○

項目	基準	適用	
		生産	造林
(4)主伐後の再造林の確保	<p>以下の両方に該当すること。</p> <p>① 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。 ※「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制があること。ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者の場合は、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制があること。</p> <p>② 主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。</p> <p>※「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする(ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林については植栽により再造林を行う必要がある。)</p>	○	○
(5)生産や造林・保育の実施体制の確保	<p>素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること。</p> <p>※「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年以上」は連続している必要はない。</p> <p>※「3年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している場合等作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとする。</p>	○	○
(6)伐採・造林に関する行動規範の策定等	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。</p> <p>※「行動規範の策定等」には、民間事業者が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や都道府県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。</p> <p>※ 行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むことが望ましい。また、行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を整備することが望ましい。</p>	○	○

項目	基準	適用	
		生産	造林
(7)雇用管理の改善及び労働安全対策	<p>以下のすべてを満たしていること。</p> <p>① 林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく各都道府県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること。</p> <p>※「第4条に基づく・・・(略)・・・取組又はこれに準ずる取組」とは、たとえば以下の取組である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の実施等の雇用管理の改善 リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策 <p>② 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。</p> <p>※「現場作業職員等」には事業主自身を含み、必要な安全衛生教育を修了していること、又はこれらと同等の技能を有していると認められること。</p> <p>③ 労働者災害補償保険に加入していること(一人親方等の特別加入を含む)。</p> <p>④ 以下に定める届出を行っていること(届出の義務がない場合を除く)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険法第48条の規定による届出 厚生年金保険法第27条の規定による届出 雇用保険法第7条の規定による届出 	○	○
(8)コンプライアンスの確保	<p>以下のいずれにも該当しないこと。</p> <p>① 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</p> <p>※「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>※「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>② 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</p> <p>③ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</p> <p>④ (6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</p> <p>⑤ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>※「その他・・・(略)・・・相当の理由がある者」については、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等</p>	○	○

項目	基準	適用	
		生産	造林
(9)常勤役員 の設置	法人においては常勤の役員を設置していること。 ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日(平成31年4月1日)から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までには設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う。	○	○

2. 経営管理を確実に行うに足る経理的な基礎を有すると認められること

【経営管理に関する情報】

項目	基準
経理的な基礎	<p>次の両方を満たしていること。</p> <p>(1) 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。 ※「経理状況が良好であること」とは、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと(債務超過でないこと)及び経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額)が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。 ・ 個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこと及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。 ・ これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。 <p>(2) 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。</p>

様式第1号（第4条関係）

福岡県「意欲と能力のある林業経営者」登録申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

Eメールアドレス

（認定事業主の有無： 有 ・ 無 ）

※該当する方に○をつけてください。

下記区域において経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望するので、関係書類を添えて申請します。

記

○ 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域

（ 県内全域 ・ 下記市町村 ）

※該当する方に○を付けてください。

※「下記市町村」とした場合は、経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域の存する市町村名を下枠内に記載してください。

経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域の存する市町村名

--

1. 経営管理に関する情報

(1) 生産量の増加又は生産性の向上 (適用：生産・造林)

※ 直近3事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込を記載してください。

※ 「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックしてください。

事業区分	指標	内訳	直近3事業年度の実績			目標とする事業年度の見込み	目標とする項目
			直近の前々年	直近の前年	直近		
生産	主伐	面積 (ha)	直営				
			請負				
			合計				
		材積 (m3)	直営				
			請負				
			合計				
	生産性 (m3/人日)	直営					
		請負					
		合計					
	間伐	面積 (ha)	直営				
			請負				
			合計				
材積 (m3)		直営					
		請負					
		合計					
生産性 (m3/人日)	直営						
	請負						
	合計						
造林・保育	植付	面積 (ha)	直営				
			請負				
			合計				
	下刈り	面積 (ha)	直営				
			請負				
			合計				
	その他	面積 (ha)	直営				
			請負				
			合計				

事業期間

直近の事業年度： 年 月 日 ～ 年 月 日

目標とする事業年度： 年 月 日 ～ 年 月 日

以下の2～8の項目の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

※「・・・意向がある」の欄については、目標とする事業年度内に取り組む意向がある場合にチェックし、何年後に取り組むかを（ ）内に記載して下さい。

※ その他の取組等がある場合には、（ ）内に記載するとともに該当する箇所にチェックしてください。

※ 該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

（添付書類で確認できる場合は省略可。）

(2) 生産管理又は流通合理化等 (適用：生産)

①適切な生産管理

	取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある	
・ 作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ 作業システムの改善	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ その他 []	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)

②原木の安定供給・流通合理化等

	取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある	
・ 製材工場等需要者との直接的な取引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ 取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ 森林所有者や工務店等との連携	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ その他 []	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)

①及び②の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

(3) 造林・保育の省力化・低コスト化 (適用：造林)

	取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある	
・ 伐採・造林の一貫作業システムの導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ コンテナ苗の使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ 低密度植栽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ 下刈りの省略	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ その他 []	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

(4) 主伐後の再造林の確保 (適用: 生産・造林)

- 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制

	有して いる	1年以内 に整備 する予定	整備する 意向が ある	() 年後
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

- 主伐後の適切な更新

	取り組ん でいる	1年以内 に取り組 む予定	取り組む 意向が ある	() 年後
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保 (適用: 生産・造林)

- 素材生産の事業実績
- 造林・保育の事業実績

	3年間 以上	1年間 以上	1年間 未満	実績 なし
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等

(適用: 生産・造林)

- 独自の行動規範等の策定
- 所属する団体等による行動規範の策定等

	策定等 している	1年以内 に策定等 する予定	策定等 する意向 がある	() 年後
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	() 年後

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策 (適用: 生産・造林)

①雇用管理の改善

- 現場作業員の常用化
- 現場作業職員への月給制の導入
- 計画的な研修実施などの教育訓練の充実
- 退職金共済への加入などの福利厚生充実
- その他 ()

	取り組ん でいる	1年以内 に取り組 む予定	取り組む 意向が ある	() 年後
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	() 年後
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	() 年後
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	() 年後
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	() 年後

②労働安全対策	1年以内			(年後)
	取り組んでいる	取り組む予定	取り組む意向がある	
・ 現場作業員等への安全衛生教育	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ 労災保険への加入（一人親方等の特別加入を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ リスクアセスメント	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ 防護具の着用の徹底	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ 作業現場の安全巡回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ 労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
・ その他 []	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)

①及び②の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

③雇用の状況

職員数（うち常用）		社会・労働保険等への加入状況			
現場作業職員	事務系等職員	労災保険	雇用保険	健康保健	厚生年金保険
人	人	人	人	人	人
()人	()人				

(8) コンプライアンスの確保（適用：生産・造林）	はい	いいえ
・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ (6) の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者ではない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者ではない 〔 例：破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 〕	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2. 経営管理に関する情報

(1) 貸借対照表の要旨

区分		直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
資産	流動資産			
	固定資産			
	繰延資産			
負債	流動負債			
	固定負債			
純資産	資本金			
	資本剰余金			
	資本準備金			
	その他資本剰余金			
	利益剰余金			
	利益準備金			
	その他利益剰余金			
	自己株式			
評価・換算差額等				

(2) 損益計算書の要旨

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外利益			
営業外費用			
特別利益			
特別損失			
法人税等充当額			

(3) 自己資本比率及び経常利益金額等

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
自己資本比率 (%)			
経常利益			
減価償却費			
経常利益金額等			

※直近3年分の貸借対照表及び損益集計計算書等を提出することにより、記載を省略することができる。

誓約書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地

名称

代表者氏名

私は、福岡県「意欲と能力のある林業経営者」登録申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

1. 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者ではないこと。
2. 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者ではないこと。
3. 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者ではないこと。
4. 伐採・造林に関する行動規範等に違反した行為をしたと認められる者ではないこと。
5. その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者ではないこと。
6. 福岡県暴力団排除条例（平成21年条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員、又は第3号に規定する暴力団員等のいずれにも該当しないこと。
7. 各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合、及びこの誓約が虚偽の申告であることが判明した場合において、「意欲と能力のある林業経営者」の登録が取り消されても異議を申し立てません。
また、これにより損害が生じた場合も、その一切を私の責任とします。
8. 福岡県「意欲と能力のある林業経営者」の登録・公表要領第9条に基づく林業経営者名簿（様式第4号）の内容について、ホームページで公開されることに同意します。
また、関係市町村から要望があった際は、関係市町村に対し、申請に関する情報が提供されることに同意します。

様式第3号（第5条関係）

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長

林業経営者登録推薦書

福岡県「意欲と能力のある林業経営者」の登録・公表要領第5条の規定に基づき、福岡県「意欲と能力のある林業経営者」として、下記林業経営者を推薦いたします。

記

1. 推薦する林業経営者の名称及び所在地
2. 推薦理由

様式第5号（第6条関係）

福岡県「意欲と能力のある林業経営者」名簿への登録可否通知書

番 号
年 月 日

様

福岡県知事

年 月 日付けで申請のあった福岡県「意欲と能力のある林業経営者」名簿への登録申請については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 登録の可否
可 ・ 否
2. 登録・公表予定年月日
3. 審査結果
別紙審査表のとおり

福岡県「意欲と能力のある林業経営者」名簿への登録可否通知書

番 号
年 月 日

市町村長 殿

福岡県知事

福岡県「意欲と能力のある林業経営者」の登録・公表要領第4条の規定に基づき申請のあった、下記の林業経営者の福岡県「意欲と能力のある林業経営者」名簿への登録可否について通知します。

記

1. 事業者名
※
2. 登録の可否
可 ・ 否 ※
3. 登録・公表予定年月日
※
4. 添付書類
 審査表
 「意欲と能力のある林業経営者」名簿（案）

※ 件数が多い場合は、別紙としてよい。

様式第7号（第8条関係）

林業経営者名簿の変更申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付けで登録された福岡県「意欲と能力のある林業経営者」名簿について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 変更内容
2. 変更理由
3. 添付資料

様式第8号（第10条関係）

林業経営者名簿登録取消申請書

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

年 月 日付けで登録された福岡県「意欲と能力のある林業経営者」名簿について、下記の理由により登録取消しを申請します。

記

1. 取消理由

様式9号（第10条関係）

福岡県「意欲と能力のある林業経営者」名簿からの登録取消通知書

番 号
年 月 日

様

福岡県知事

年 月 日付けで登録した福岡県「意欲と能力のある林業経営者」名簿は、
下記の理由によりその登録を取り消したので通知します。

記

1. 取消理由

様式第10号（第10条関係）

福岡県「意欲と能力のある林業経営者」名簿からの登録取消通知書

番 号
年 月 日

市町村長 殿

福岡県知事

福岡県「意欲と能力のある林業経営者」の登録・公表要領第10条第1項の規定に基づき、下記の林業経営者について福岡県「意欲と能力のある林業経営者」名簿から登録を取り消したので通知します。

記

1. 登録番号
2. 事業者名
3. 登録年月日
4. 登録期間
5. 取消理由